

## 令和7年度第2回医療・介護・福祉施設等物価高騰対策支援給付金支給要綱

### (通則)

第1条 令和7年度第2回医療・介護・福祉施設等物価高騰対策支援給付金（以下「支援給付金」という。）事業については、予算の範囲内において支給するものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この支給要綱の定めるところによる。

### (支給の目的)

第2条 支援給付金は、主とした収益が診療報酬や介護報酬などの公定価格であり、物価高騰の影響を価格転嫁できず、厳しい経営状況となっている施設や事業所に対し支援することを目的とする。

### (支援対象事業者等)

第3条 支援給付金の支給対象者は、別表1第2欄のうち第3欄で定める区分に係る事業を実施する事業者とする。なお、国又は地方公共団体が設置する施設（指定管理者が運営する施設を含む）は対象としない。

2 第1項の支給対象事業者は、自法人の役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう）が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的な関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団員の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(支給額)

第4条 支援給付金の支給額は、別表1の第4欄に規定する支給単価とする。

2 支援給付金の支給は、別表1の第1欄に定める区分ごとに1回限りとする。

(支給申請期間)

第5条 支給申請期間は、別途群馬県知事が定める期間とする。

(支給の申請方法)

第6条 支援給付金の申請を行う事業者（以下「申請事業者」という。）は、別表2で定める事項（以下「申請書」という。）を別途群馬県知事が定める方法により提出するものとする。

2 申請事業者は施設や事業所単位で申請するものとする。

(支給の決定等)

第7条 知事は、提出された申請書について、記載漏れ、表示の錯誤等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

2 知事は、受理した申請書について、本支給要綱に基づき審査し、適正であると認められるときは、支援給付金の支給を決定するものとする。

3 知事は、前項により支援給付金の支給を決定したときは、申請事業者に対して、令和7年度第2回医療・介護・福祉施設等物価高騰対策支援給付金支給決定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

4 知事は、支援給付金の支給決定を行ったときは、支給決定額を申請事業者が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

(支給決定の取消)

第8条 第6条第1項の申請に当たり、錯誤、虚偽又は不正があった場合は、知事は第7条第2項の決定を取り消すものとする。

(支援金の返還)

第9条 支援給付金の支給を受けた事業者は、支援給付金の支給決定が取り消されたときは、当該取消しに係る支援給付金を知事の定める期間内に返還しなければならない。

(雑則)

第10条 この支給要綱に定めるもののほか支援給付金の支給について必要な事項は、その都度知事が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年2月2日から施行する。